

議 長 会議を再開致します。 (午前10時41分)

1 番
高良議員 それでは続きまして、高良議員の一般質問を行います。1番高良議員。
おはようございます。新人議員の高良敏幸でございます。私は選挙中より申し上げておりましたとおり、子育て支援、長寿支援を含め、命を守るとい
う観点から通告書に従い3点の一般質問を行います。新人議員ですので小さな
身近なところからひとつずつ正していきたいと思えます。

まず1点目、有害鳥獣対策について。近年、猿や猪の農作物への被害は甚
大なものがあります。それに加え最近では鹿、熊などの目撃情報も寄せられて
います。町内の農家の皆様は非常に大きな不安を抱えて農業に取り組んでお
られます。町としてはこの様な対策をどのように考えておられるのか。
又、熊については、他の動物とは異なりまして人的被害を伴う可能性がござ
います。熊に対する対策を今後どの様に取りっていくのか、お聞きしたい
と思えます。

2番目、高齢者の安否確認について。独居高齢者には安否確認の為に現在
ペンダント型の緊急通報装置が配られています。携帯されていない事が多
く、もっと携帯し易い物に換える考えはないか。

3点目、小中学生の登下校時の安全確保について。小学校の通学路につい
ては関係機関で点検されているようではありますが、その結果について保護者
に報告されていません。危険な場所については保護者に報告する必要がある
のではないのでしょうか。又、中学校の通学路の川本大橋歩道の新設工事が島
根県より発注されていますが、鮎の漁期という事で工事が止まっております。
生徒の安全を考えれば一刻も早く工事を行う必要があるのではないかと思
います。以上、この3点について質問致します。

議 長 それでは、高良議員の質問のうち1項目目の「有害鳥獣対策について」に
対する、答弁をお願い致します。番外森川産業振興課長。

番外森川産
業振興課長 それでは、高良議員のご質問に対してお答え申し上げます。有害鳥獣対策
について、町の農作物被害に対する対策についてでございます。

本町では平成21年度から集落ぐるみでの取り組みを推進しております。
中倉、市井原、日向をモデル地区と致しまして被害防止の取り組みを行って
きました。そのモデル地区の取り組みの中で、有効な手段について他の集落
でも実践をしていきたいというふうと考えております。

まず、本町の有害鳥獣対策の基本的な進め方としまして、集落みんなで餌
付けとなるようなことをしない。そのため勉強会や集落点検を行い、守れる
集落、畑、そして猿などが餌場と認識しにくい集落環境に改善していく取り
組みを行っています。又、囲いや追い払いの実施。そして、駆除の実施によ
る個体の減少といった取り組みを進めております。具体的な取り組みと致し

番外森川産
業振興課長

ましては、これまで、モデル地区を対象に集落点検を実施し、緩衝帯の設置も行いました。又、その緩衝帯を管理するためにレンタル牛の放牧も実証しました。そして、昨年につきましては、猿の追い払い犬、モンキードッグの育成訓練も行い、8月には6頭のモンキードッグを認定致しました。昨年は皆様ご存知のとおり、山に餌が豊富にあったためだと思われませんが夏以降、猿の出没が激減しまして、モンキードッグの成果を十分に検証できていませんが、出動したケースにおきましては効果が出ているというふうにお聞きしております。このようにモデル地区で実験的に行っている取り組みを効果があるものについては他の集落でも活用できるよう、今後は各集落での話し合いを行い、取り組み集落を増やしていきたいと考えております。又、猿、猪などの駆除につきましては、川本町猟友会と連携を図り駆除を行っております。町からは駆除班員の保険料の補助並びに捕獲奨励金を予算化し駆除にあたって頂いております。今後更に効果が上がる駆除の方法について、猟友会と協議をしていきたいと考えております。又、ご質問にもありました、鹿についてでございます。鹿については最近、出没情報が多く寄せられて参りました。その中で今年4月に県、そして猟友会、町とで協議を行い、これまで駆除許可を出していなかった鹿につきましても、駆除の対象とする事と致しました。ちょうど駆除期間が11日で切れましたので12日からの許可書には鹿も駆除対象と致しました。まだ、鹿については駆除の経験もございませんし、大型獣になりますので、その駆除の仕方、捕らえた後のどういうふうにするか、そういった事を県の指導を得ながら駆除班の研修会も実施していきたいというふうに考えています。そして囲い、今、町の方では農地を守る囲いをトタンとか電柵、そういった補助もございませんが、今後、集落の皆さんとの話し合いの中でそういう事も含めて検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、「熊に対する対策」についてのご質問でございます。

島根県、広島県、山口県の西中国地域において月輪熊は、環境省のレッドデータブックに「絶滅のおそれのある地域個体群」と掲載され、3県では共同で指針を定め、保護管理対策を推進しております。

一方、農地や民家周辺に出没し、農林作物や家畜等への被害を発生させたり、或いは人的被害をもたらす事がある事から、実態としましては、多くの熊が有害鳥獣として駆除されている状況にあります。このように熊は、「他の有害鳥獣に比べ、人命に被害が及ぶ可能性がある」という事をご指摘のとおりでございます。昨年、島根県内では、月輪熊による人身被害が2件、発生しており、更に、猪の捕獲檻などに誤って入ってしまう錯誤捕獲も増加しております。そうした中、現在、島根県では人身被害の防止を最優先しつつ、一方で、不要な捕殺を避けるために、「ツキノワグマ対応マニュアル」を定め、本町も県に準じて対応しているところでございます。このマニュアルでは、「平常時の予防措置」と「出没した場合の措置」の2つからなっております。先ず「平常時の予防措置」につきましては、告知放送等や小中学校等

番外森川産業振興課長

へのチラシ配布などによる注意喚起、或いは島根県や市町村をはじめ、警察署、猟友会、学校関係者による連絡会、対応マニュアルの見直し、巡回パトロール、果樹農家等への被害防止指導などの取り組みが中心となっております。又、「出没した場合の措置」は、緊急性などの程度に応じ3つの段階に区分され、1番目が「人身被害の可能性が低い場合」、2番目が「人身被害の可能性が高い場合」、3番目が、緊急対応である「人身被害が生じた、或いは人身被害の可能性が非常に高い場合」となっており、それぞれの段階ごとに対応の手順を明記しております。いずれのケースも、住民の皆さんから寄せられた通報は、役場をはじめ、教育委員会、島根県、警察署、また必要に応じて猟友会と情報を共有しています。その上で、それぞれの関係機関と連携のもと現地確認やパトロールなど、現地対応を行っているところでございます。今年は新聞等でも報道されておりますとおり、島根県内における5月の熊の目撃件数が過去10年間で最も多い110件に上っています。本町におきましても、ここ数年は目撃情報が寄せられるのは6月以降でございましたが、今年は既に5月で5件となっております。このように目撃情報が多いことから今後は、関係機関と連絡を密に取りまして、注意喚起等、啓発活動を行い、住民の方々に対する安全確保に向けて迅速な対策を実施していくよう努めていこうと考えております。以上でございます。

議長

ただいまの答弁に対しまして、再質問はございますか。1番高良議員。

1番
高良議員

猪対策については現在されている電牧策等で可成りの効果があるのは分かっているところではありますが、これの設置・撤去の労務費、労務の提供が可成り掛かります。これが農家にとっては、この米価の下がり続けている状況等々で、結構この手間というのか多くの負担となっております。又、猿は先ほどもありました緩衝地帯を設けて、集落単位で花火での追い払い等をされているようですが、花火の追い払いについては大変効果が少ないと思われまます。花火を打っている時は猿は少し退去しますが、花火が止むと又出てくる。これは根本的な対策にはなっていないのではないかと私は思います。又、緩衝地帯を設置されている中倉地区、日向地区がございまして、この緩衝地帯、木が切りっぱなしで放置してございます。それに蔓草等が絡んで猿が出た時に駆除されて銃で撃たれましても、実際にそれが駆除出来たのかどうか、人間が確認に行くことすら出来ない、そういう現状になっております。この緩衝地帯の設置については有効な手段だと思いますが、今の切りっぱなし状態を止めて、片づけるとなればお金も掛かる事ですから、全て片づける必要は無いかとは思いますが、せめて小さく玉切って草刈りに入るとか駆除した物の確認に行けるぐらいの事は出来ないのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

議長

番外森川産業振興課長。

番外森川産
業振興課長

ご質問のありました、先ず最初に猪の柵の撤去、その労務費が掛かるという事でしたが、それにつきましては実態というのはもう少し調べさせて頂きまして、そういった助成が本当に良いのか、もうちょっと違った助成が良いのか併せて検討させていただきたいというふうに思います。それと花火の追い払い猪の効果は少ないという事で根本的な解決にはならないのではないかとございますが、実際に猿の追い払いと言いますか、猿の被害から農作物を防ぐという、これはという解決策はなかなか無いのは現状でございます。本町としましてはいろんな対策を合わせて複合的に駆除というか被害防止にあたっていきたいというふうに考えておまして、その中の1つとしてはやはり花火の追い払いというのは集落全体でやっていただくのは1つの方法ではないかと思えます。議員、仰られるとおりに慣れてきますと花火が1回鳴っても、又、隠れて出てくるという事もございますので、今は普通の花火よりも、もう少し音の大きい煙火に近いような花火の追い払いの物もございまして、それについては若干の講習等の許可が要りますので今、町の農業公社の方では講習に行きまして、そういった花火も購入させていただきました。それがどれだけ効果があるかという事をですね、実証したいと思えますので又お問い合わせがあれば現場へ直ぐに行きましてやらせていただければと思っております。それと緩衝地帯の設置、その木や竹が切りっぱなしになっていて、その駆除した物が分からないとか中の草刈りがしにくいという事がございます。確かに一度切りましても又、生えてまいりますし、最初に切ったものが残っているというふうに聞いた事もありますので、これにつきましては今後、維持・管理していく方法、それにつきましてももう一度検討させていただきたいという事と合わせて、今置いてある物もどうするかという事も合わせてご検討させていただきたいと思えますので宜しくお願い致します。

議 長

続いて質問ありますか。1番高良議員。

1番
高良議員

緩衝地帯については早急に何らかの対策をお願いしたいと思えます。次に私が思うのに猿に対しては有害鳥獣全てですが、駆除が一番だと思います。個体数を減らすという事が一番の近道ではないかという事で、猿に対しては群れを撃つ事で、その群れがバラバラになって他の群れに吸収されて個体数が増えるというような報告も出ているのは承知しておりますが、それについてもその群れも又撲滅するんだと、そういうそのぐらゐの意気込みでやらないと、これはもう猿は慣れきってしまいます。出たら撃たれるという事を猿に教え込んでしまうまでやらないと、この被害はなかなか無くならないのではないかと私は思っておりますので、駆除対策を強力に進めていただきたいと思います。

議 長

番外森川産業振興課長。

番外森川産業振興課長 駆除というのは大変必要な事というふうに感じております。なかなか日中ですね猿が出たところに直ぐ駆け付けていただく駆除班という方もいらっしゃる方もいらっしゃいますし、実態として全町に及んで出来るというのはなかなか難しい現状でございます。それとこれも駆除をですね、猿を全滅させるというのは保護法上ですね、これは農作物被害から猿を全部殺すということはなりませんので国の指導、県の指導もありまして一応保護法というのがございますので、その中で年間どれぐらいの猿を駆除していくんだというような計画等もございますので、それに則ってやりたいと思っておりますが、確かに猿というのは大きな被害をもたらしますので駆除につきましては猟友会と十分に協議をさせていただきまして対策を練っていききたいというふうに考えております。

議 長 再質問ございますか。はい、1番高良議員。

1番高良議員 鹿は未だ被害の実例がございませんので今後、考えるという事で承知致しましたが、熊についてお伺いしたいと思います。熊は最近、県内でも出雲で射殺されたりするような事例も出て参りました。本町においても中学校の登校路、或いは住宅地の中を一部地域では歩く。又は子どもが第一発見者となったような例も田窪の方で聞いております。中学校グラウンド裏に熊が出た時に教育委員会の方では通知がございましたか、お聞きします。

議 長 番外谷川教育課長。

番外谷川教育課長 熊の通告の件につきましては、産業振興課の方からファックスが教育委員会の方に流れてきております。流れてきた物を確認し、各学校にそれをそのまま注意喚起という事で流しております。

議 長 1番高良議員。

1番高良議員 その都度、的確に情報伝達が行われていれば結構でございます。ただ私がちょっと気になっているのが、熊を目撃されても川本町の方へ報告されないという事例が多々ございます。これは町の方でも実態の把握には困られる事と思っております。これを通報しないという事は対策が後手に回るという事も含んでおりますので、その町民に対して熊の危険性をも周知されて、見たら必ず通報される。又、中には通報したら「本当ですか」と言われたと、そういうふうな事もありましたので、私はそれから通報しないというような意見もございます。その熊が出たという通報を受けた時は疑わずに受け取るような体制も必要ではないかと思っております。こういう体制は、執れますよね。

議 長 番外森川産業振興課長。

議 長 次に、2項目めの「高齢者の安否確認について」に対する、答弁をお願い致します。番外木村健康福祉課長。

番外木村健康福祉課長 高良議員の「高齢者の安否確認について」のご質問にお答えを致します。独居老人等の安否確認につきましては、社会福祉協議会の方で行っております町内の事業所や民生委員などに行っております見守り安心ネットワーク、それと町の方が設置をしております緊急通報装置によって行っている状況であります。質問にあります「緊急通報装置」につきましては、平成14年度からおおむね65歳以上の独居老人や高齢者のみの世帯等で援護を要する者に対して、電話回線を利用した緊急通報端末機を貸与しているところでございます。この端末機の設置につきましては、地域包括支援センターが、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、医療機関の相談員、介護事業所等の職員で構成をしております地域ケア会議において貸与の有無の協議を行い判断をしているところでございます。この緊急通報装置は、電話機のそばに設置する端末機とペンダント式携帯端末とがセットとなっております。緊急事態が発生した場合、緊急ボタンを押すだけでコールセンターにつながり、24時間で対応し、緊急時には救急車等の手配もしてもらえるものでございます。又、ペンダント式の端末機につきましては、操作も簡単で小型化されておりましたコンパクトに出来ております。家の中で異動する際に急に体調等が悪くなった時に、直ぐに通報できるよう利用者に携帯を進めているところでございます。現在、64台の設置を行っております。毎月の安否確認や緊急時の救急車の手配、又、民生委員さんや協力員さんへの連絡等、こういうものを委託業者の方を通じて町にも報告をしてもらっているところでございます。このペンダント式の端末機は、自分の命を守るためというものという認識を深めていただきながら、利用者に携帯することの重要性をご理解していただくことも必要ではないかと考えているところでございます。尚、第5次総合計画の重点目標としてあげておりますように、光通信を活用した高齢者の見守り支援等につきましても関係機関と連携をしながら、財政状況も踏まえながら検討していきたいと考えておるところでございます。

議 長 再質問はございますか。1番高良議員。

1番高良議員 ただいまありましたペンダント型の緊急通報装置でございますが、携帯率がどのくらいか調査された事はございますか。

議 長 番外木村健康福祉課長。

番外木村健康福祉課長 緊急通報設置については行っておりますが、その携帯につきましては必ず付けて下さいという事はコールセンターから町の方からもお願いをしているところでございますが、その携帯率については調査をした事はございません。

議 長 はい、1 番高良議員。

1 番
高良議員 調査されていないという事なので現状はどうなのかという事を調査していただくと共に、これは独居高齢者の方及び高齢者夫婦の命を守るものなんだという事をよく周知していただいて、せつかく今の現状ではこういう取り組みしか無いわけですから、これを有効に使っていただいて自分の命を守るという方向で啓発を行っていただきたいと思います。それで先ほど言われました第5次総合計画の中の光通信網を活用した見守り方法ですが、これは具体的に10年という事になっておりましたが、だいたい年間どの程度のペースで取り組んでいくというのは一気に費用の問題もあると思いますが、どのようにお考えを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

議 長 番外左田野政策推進課長。

番外左田野
政策推進課
長 計画分につきましてのところですので、私の方から答えさせていただきます。現在はですね、22年度に光通信網を整備し各お宅に告知端末等の整備までが済んでいるところでございます。今後この通信網の有効活用というのが町の1つの課題であると思っております。その中で特に進めていかなければならない問題として今、目標数値も掲げておりますが、高齢者等に是非使っていただく事を進めていかないといけないと思っております。それもインターネットとかという事になりますと、なかなか皆さんにとっては取っつきにくかったり、そういう事があろうかと思っておりますので、そういう手法も含めて今ちょっと情報収集したり検討に入っておるところでございます。皆さんに普段使っていただけるもの、又、当然にランニングコストの問題もありますので、そういった事も含めた上でより良い方法を見ながら整備したいと思っております。時期的なものにつきましてはそういった状況ですので、未だ何時という事を明確に言える状況ではございません。

議 長 はい、1 番高良議員。

1 番
高良議員 分かりました。まだ検討中という事で具体的な数値は出ないようでございますが、今年度から、これはちょっとよその県ですが岐阜県の加茂郡白川町という所がございますが、ここがその試験的にこれはちょっと人口が川本町とはちょっと大きいので約1万人、9700人ぐらいの町ですので、ここに白川チャットというのがございまして、ここと同じような光ケーブルを使用したシステムを採用されている訳ですが、それで老人見守り活動を行うと。今年度は試験的に30台タッチパネル方式の物をやってみるというような情報もございます。又、本県でも奥出雲町はタッチパネル方式の安否確認を採用されているようでございますので、他町村の状況もデータ的には役に立つと思っておりますので、そういうのを調べていただいて、これも命に関わる事でご

1 番
高良議員 ございますので早急に方向性と対応を示して下さい。以上で、この質問は終わります。

議 長 以上で、2項目めの「高齢者の安否確認について」の質問を終了致します。

々 続いて、3項目めの「小中学生の登下校時の安全確保について」に対する、答弁をお願い致します。番外谷川教育課長。

番外谷川教
育課長 それでは、高良議員の「小中学生の登下校時の安全確保について」のうち、小学校の通学路安全点検に基づく危険箇所の保護者への報告について、という事でお答え申し上げます。

川本小学校が、小学校統合以前より、毎年春に、関係機関に呼びかけて、通学路安全点検についてのご質問であります。この安全点検につきましては、小学校が警察署、地域安全推進指導員、県央県土整備事務所、交通安全協会、交通安全母の会、役場関係部署、総務課、地域整備課、健康福祉課、並びに町の教育委員会、青色防犯パトロール隊、それから民生児童委員、自治会関係者並びに昨年までは保護者へも呼びかけて、児童と共に実際に下校しながら、危険箇所の確認や通学方法などの点検を行っているものであります。この点検当日は、通学路点検をした後に、参加した関係者が再び学校に集まりまして、点検の状況を報告し協議を行っております。各関係機関が集まっておりますので、危険箇所などについて検討事項を、関係する機関がその場で持ち帰るか、その場で検討を依頼しております。その後、学校内で状況について取りまとめをされております。それをもとに児童への安全教育の指導などに活用されております。学校における児童の安全確保対策の一環として、主体的に取り組んでおりますが、検討の状況を踏まえ、学校として保護者の皆さんへの適切な情報提供も必要と思われまますので、周知の方法等について学校で検討し、参観日などを利用して保護者の皆さんにお知らせする事となっております。以上です。

議 長 ただいまの答弁に対しまして、再質問ございますか。1番高良議員。

1 番
高良議員 危険箇所の場所及び内容が現状では保護者に知らされていないと。これではそれがどういう場所であって、どのような対応を何時までにとってどうするかという事が保護者側から検証できません。その状態で安心して子どもを任せられるのか、大きな不安を保護者は持っております。その辺はもう少し親の気持ちになっていただいて、きめ細かい対応をとって欲しいと思います。それに対して今後も同じような今と同じような方法をやられるのか、ただ保護者に知らせるだけでその内容についてはそういう対応とその対応する期限までを含めて知らせていただけるのか、その辺をお願いします。

議 長	はい、番外谷川教育課長。
番外谷川教育課長	そういう件につきましては学校の方と協議しまして、保護者並びに総会等と保護者の皆さんと学校との話し合いの中で具体的にどこまでどういうふう に知らせていく、或いはどういう方法で知らせていくのかという事については回答させていただきたいと思います。
議 長	はい、1 番高良議員。
1 番高良議員	この問題も今は下校時に点検をされておられますが、下校時は親が迎えに行くサポートセンターがあるというような事で、下校時についての危険というよりは私が思うには登校時、集団登校で皆さん、子供達が歩いております。その集団登校時に点検をされる方が、より効果的ではないかと私は思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。
議 長	番外谷川教育課長。
番外谷川教育課長	この点検そのものが学校が主体的にやっておりますので、ここでどこという事はありませんけれど、登校時という事もありますのでその部分につきましては学校の方に又、指導して登校も合わせて点検するよという事で指導していきたいと思ひます。
議 長	はい、1 番高良議員。
1 番高良議員	親は大変に心配しております。子どもの事ですのでいろいろPTAの保護者の方からもいろいろな意見が私の方に寄せられております。早急な対応をお願い致しまして、この問題は終わります。
議 長	それでは2 項目めの「川本大橋の歩道について」答弁をお願い致します。 はい、番外三宅町長。
番外三宅町長	それでは、2 項目めの小中学校の登下校の安全対策でございます。これにつきましては島根県の発注によりまして、平成23年度に着工しました川本大橋歩道橋工事につきましては、23年度の繰越予算によりまして橋脚の補強工事と張出工事が結果と致しまして、2月下旬に発注されました。この工事は当初、江の川の出水期までに完成予定でありましたが、工期が鮎の遡上時期と重なった為、現在、工事が中断されているという事でございます。出水期が終わります10月より工事が再開される予定になっております。尚、これによりましてこの部分工事はこういうふう遅れましたが、本体の完成予定日、これが平成26年度となっております。これがずれ込んだという事

番外
三宅町長 ではありません。しかし川本大橋は児童・生徒の通学路となっておりまして、子供達は朝夕の通学時間帯や特に降雨、豪雪、或いは大型車両とのすれ違い等の中で、非常に危険な思いをしている状況でございます。このような状況を踏まえまして平成26年完成という計画でございますが、通学路の安全確保の為、歩道橋の早期完成を県の方にこれからも要望して参りたいというふうに考えております。

議 長 ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。1番高良議員。

1番
高良議員 私が聞いておるところでは町長の答弁にもございましたように、鮎の遡上期にかかると。それで工程的に鮎の遡上期にどのくらいかかるのか確認を致しましたところ、約仮設道の撤去を長く一週間ぐらい、とその時に多少濁りが出るという事でもございました。この事は川本大橋、皆さん重々ご承知のとおり川本中学校が合併当時から出ていた問題でございます。その後、自治会長連合会の方からも要望をお願いして早期着工していただきたいと、何年も掛けてやっとここまで来ました。最近、特に京都の亀岡の事件とか香川の事件とか子どもが犠牲になる、通学途中の子どもが犠牲になる事故が非常に多いという事で、保護者の心配も大変ピークに達しております。その中で私が思いますに鮎の遡上期だから出水期だからという事で工事を止めて良いのかなという気は少し致します。町の方としてもこれだけ長年、町民の皆さんの要望があった事が、ここにきて出来る状態になった。その時に当然、町の方にも報告はあったと思いますが何故どうにかならないかと、もっと早く動けなかったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長 番外長田地域整備課長。

番外長田地域整備課長 それでは先ほどの質問にお答えをしたいと思います。この歩道橋の工事につきましては当初契約では2月の下旬契約、それから工期が2月の29日から6月の11日という契約で工事が発注されております。県の方と致しましては、もう少し早い時期の発注を考えておられたようでございます。その段階で漁協の方にも事前に協議を為されまして、その時には漁協の方も良からうという事で工事の発注をされた訳ですが、少し発注の時期がずれ込んだという事で結果的に鮎の遡上期に工期が掛かるという事で今少し工事が中断しているという状況を聞いております。確かに人命に関わる問題でございます。鮎の遡上期という事も必要でございます。県としてもですね漁協とも協議をされたようでございますが、なかなか難しい問題もあったようでございまして、漁協の方が少し待ってもらえないだろうかというような状況の中から、今、工事が少しストップしているという事でございます。町と致しまして先ほどご質問の中にもありましたように、そういう状況が分かった段階でもう少し早い対応という事もあったかと思いますが、町が主体となって行う事業

番外長田地域整備課長 でない、県の事業という事でございます。それから県の予算の関係もござい
ますので、なるべく早い時期に先ほど町長が申しあげましたように早く完成
をしていただきたいという事を引き続き要望していきたいというふうには考
えております。

議 長 はい、1番高良議員。

1番高良議員 今、県の事業という説明がございましたが、確かに県の事業というのは重
々承知しております。ただこれを利用するのは川本町民です。一番の被害者
となりうるのは川本町民です。そこをしっかりと考えていただいて第5次総合
計画3, 300人までは人間を残すんだと。この人が残るという事は命を残
すという事です。小さな事で先ほどから質問しておりますが、どの項目につ
いても命を守らなければ人は残りません。人と命は一体です。そういう事を
しっかりと腹に入れていただいて、協議をするなり向こうから呼び掛けがなく
ても、こちらからどうなっているのかという説明を受ける。何故そうなった
かという理由を聞く。そういうきめ細やかな対応をするという気持ちを持っ
ていただかないと、とても3, 300人を10年後に残しましょうというのは絵
空事のような気がします。行政側の皆様が、それは私共もしますが、行政
側の皆様の腹の中に「絶対にやるんだ」というその信念がその信念の映し
が行動に出ます。残念な事にこういう対応を見ていると、それが見えませ
ん。じゃあ何故、県と漁業会の協議は工事を発注するに関する協議です。そ
こへ何故、川本町が入って行って川本町の思いはこうですよ、命を守るには
こうしたいんですよ、だから漁業会さん少しだけ漁獲量に影響は出るかも知
れないが、我慢をしてもらえないだろうかというような協議は出来なかつた
のでしょうか。その辺をお伺いします。

議 長 番外長田地域整備課長。

番外長田地域整備課長 河川工事に伴います漁協との協議につきましては現在、発注者と漁協との
協議という事になっておりまして、その場に町として参加して意見を述べ
るという機会は現在のところはございません。そういう事が可能であるかとい
うのはちょっと県の方にも確認致しまして、今後そういう事が可能であれば
そういう場に出席をしまして町の思いを伝えていくようにしたいと思いま
す。

議 長 1番高良議員。

1番高良議員 私は県と漁協がされている協議に参加して下さいとは言っておりません。町
がその情報を得た時点で、どうせされるのは分かっているのですから、工
事が発注されるという情報を得た時点で、何故、川本町はこういう思いです
よ、

1 番
高良議員

という申し入れ、それでも結構だと思います。漁協の方に川本町は、こう思っているから協力してもらえないか、その辺のお話しは十分川本町対漁業会の話ですから、されるのは十分可能だと思います。その行政の縦割りでこういうシステムだから出来るとか出来ないとか、もうそういう考えは捨ててください。今からこれだけ疲弊した川本町を盛立てていこうとするには、そういう今までの枠には頼らない方が私は良いと思います。頼っていたからこういう事になっているんです。その発想の原点を少し変えていただいて、お節介かも知れないが手を出す。そういう気持ちで物事にこれに限らず、取り組んでいっていただく必要があるのではないかと思います。今後の取り組みにはこういう事がないように、又、通学路の安全を確保する為の整備する問題は他にも出てくるとは思いますが、谷地区等にも危ない所がございます。そういう問題がいろいろ出てくるとは思いますが、決して遅れる事のないようにこれは何かあった時には子どもの命が亡くなるんだと、そういう事をしっかり肝に命じていただいて対応していただきたいと思います。以上で、私の質問は終わります。

議 長

これもちまして、高良議員の一般質問を終了致します。